

○西尾市生涯学習センターの管理及び運営に関する規則

令和7年9月30日教育委員会規則第3号

西尾市生涯学習センターの管理及び運営に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、西尾市生涯学習センターの管理に関する条例（令和7年西尾市条例30号。以下「条例」という。）の規定に基づき、西尾市生涯学習センター（以下「生涯学習センター」という。）の管理及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 生涯学習センターの開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第3条 生涯学習センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

(1) 月曜日

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(利用許可の申請)

第4条 条例第6条の規定により生涯学習センターの利用の許可（以下「利用許可」という。）を受けようとする者は、西尾市生涯学習センター利用許可申請書（様式第1号。以下「利用許可申請書」という。）を教育委員会に提出しなければならない。

2 利用許可申請書は、教育委員会が別に定める期間に提出しなければならない。

(利用許可書の交付)

第5条 教育委員会は、前条第1項の規定による申請を許可したときは、西尾市生涯学習センター利用許可書（以下「利用許可書」という。）を交付する。

2 利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、その利用の際に、利用許可書を受付に提示しなければならない。

(特別の設備)

第6条 条例第9条ただし書の規定により特別の設備の許可を受けようとする者は、西尾市生涯学習センター特別設備許可申請書（様式第2号）を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による申請を許可したときは、西尾市生涯学習センター特別設備許可書を交付する。

(利用許可の変更又は取消し)

第7条 利用者は、利用許可の変更又は取消しを受けようとするときは、西尾市生涯学習センター利用許可変更・取消し申請書（様式第3号）を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による申請を承認したときは、西尾市生涯学習センター利用許可変更・取消し承認通知書を交付する。この場合において、第5条第2項中「利用許可書」とあるのは「西尾市生涯学習センター利用許可変更・取消し承認通知書」とする。

3 前項の承認を受けた者で条例別表に規定する使用料に追加を生じた場合、その使用料の納付期限は、その承認を受けた日とする。

(使用料の後納)

第8条 条例第13条第2項ただし書の規定により使用料を後納しようとする者は、西尾市生涯学習センター使用料後納申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、西尾市生涯学習センター使用料後納承認通知書を交付する。

(使用料の減免)

第9条 条例第14条に規定する特別の理由があると認めるときとは、次のとおりとし、減免の割合は全額とする。

(1) 教育委員会が主催する生涯学習事業を行うとき。

(2) 災害時に避難所又は現場詰所として施設を利用するとき。

(3) その他市長が認めるとき。

2 条例第14条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、西尾市生涯学習センター使用料減

免申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。ただし、前項第1号又は第2号によるときは、この限りでない。

- 3 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、西尾市生涯学習センター使用料減免承認通知書を交付する。

（使用料の還付）

第10条 条例第15条ただし書に規定する使用料の還付は、次に掲げる基準によるものとする。

- （1） 利用者が、その利用日の10日前までに利用の取消し、又は変更を申請した場合において、相当の理由があると市長が認めたとき。
- （2） 条例第12条第1項第4号又は第5号に該当し、教育委員会が利用の許可を取り消し、又は利用の中止を命じたとき。
- 2 前項第1号に規定する使用料の還付は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を使用料に乗じて得た額とする。
- （1） 利用日の3月前までに申請があった場合 100分の70
- （2） 利用日の1月前までに申請があった場合 100分の50
- （3） 利用日の10日前までに申請があった場合 100分の30
- 3 第1項第2号に規定する使用料の還付は、使用料の全額とする。
- 4 第1項各号に規定する使用料の還付を受けようとする者は、西尾市生涯学習センター使用料還付申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（遵守事項）

第11条 利用者及び入館者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1） 生涯学習センターの施設、備品等を傷つけないこと。
- （2） 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる行為をしないこと。
- （3） 所定の場所以外で喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- （4） 所定の場所以外で飲食しないこと。
- （5） 許可を受けないで印刷物等を掲示し、又は配布しないこと。
- （6） その他管理上必要な指示に反する行為をしないこと。

（指定管理者に管理を行わせる場合における規定の適用）

第12条 条例第3条の規定により指定管理者に生涯学習センターの管理を行わせる場合であって、使用料を指定管理者に収受させるときにおけるこの規則（第2条、第3条、第4条第2項、第9条、第10条第1項第1号及び第4項、第14条並びに様式第5号及び様式第6号を除く。）の適用については、「市長」、「教育委員会」、「西尾市長」及び「西尾市教育委員会」とあるのは、「指定管理者」とする。

- 2 条例第3条の規定により指定管理者に生涯学習センターの管理を行わせる場合であって、条例第16条の規定により生涯学習センターの利用に係る料金を指定管理者の収入として収受させるときにおけるこの規則の適用については、第7条第3項中「条例別表に規定する使用料」とあるのは、「条例第16条第2項の規定により指定管理者の定める額の利用料金（以下この条から第10条まで及び様式中において「利用料金」という。）」と、「その使用料」とあるのは「その利用料金」と、第8条から第10条まで及び様式中「使用料」とあるのは、「利用料金」と、第4条第1項、第5条から第8条まで、第9条第2項及び第3項、第10条、次条及び様式中「市長」、「教育委員会」、「西尾市長」及び「西尾市教育委員会」とあるのは、「指定管理者」とする。

（汚損等届出の義務）

第13条 利用者は、施設、附属設備等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、西尾市生涯学習センター汚損・損傷・滅失届（様式第7号）を直ちに教育委員会に提出し、その指示を受けなければならない。

（委任）

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和9年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、令和8年10月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この規則の規定による利用許可の申請その他の準備行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

様式第1号(第4条関係)

西尾市生涯学習センター利用許可申請書

年 月 日

(宛先) 西尾市教育委員会

申請者
住 所
団 体 / 氏 名
代 表 者 名
電 話 番 号
担 当 者 名
担当者電話番号

下記のとおり利用許可を申請します。

行事名称			
利用目的		利用人数	
受付区分			
料金区分			
開催時間			

利 用 日	開始時間	終了時間	施 設 名	使 用 料
施設使用料計				
加算使用料計			減免使用料計	
合 計 使 用 料				
備 考				署名

西尾市生涯学習センター特別設備許可申請書

年 月 日

(宛先) 西尾市教育委員会

申請者
住 所
団 体 / 氏 名
代 表 者 名
電 話 番 号
担 当 者 名
担当者電話番号

下記のとおり特別設備設置の許可を申請します。

設 置 日 時	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分	
利用許可番号 及び許可年月日	第 号 年 月 日	
設置する部屋等		
特別設備を必要 とする理由		
特別設備の概要		
催事開催時間		
備 考		署名

西尾市生涯学習センター利用許可変更・取消し申請書

年 月 日

(宛先) 西尾市教育委員会

申請者
住 所
団 体 / 氏 名
代 表 者 名
電 話 番 号
担 当 者 名
担当者電話番号

下記のとおり利用の変更許可を申請します。

行事名称			
利用目的		利用人数	
受付区分			
料金区分			
開催時間			

利 用 日	変更	開始時間	終了時間	施 設 名	使 用 料
施設使用料計					
加算使用料計				減免使用料計	
変更前合計使用料				変更後合計使用料	
変更による差額					
備 考					署名

西尾市生涯学習センター使用料後納申請書

年 月 日

(宛先) 西尾市長

申請者
住 所
団 体 / 氏 名
代 表 者 名
電 話 番 号
担 当 者 名
担当者電話番号

下記のとおり使用料の後納を申請します。

利用許可番号・許可年月日（変更の場合は承認番号・承認年月日）、後納申請額の内訳	第 号 年 月 日	円	
	第 号 年 月 日	円	
	第 号 年 月 日	円	
	第 号 年 月 日	円	
	第 号 年 月 日	円	
	第 号 年 月 日	円	
	第 号 年 月 日	円	
	第 号 年 月 日	円	
合計後納申請額			円
後 納 理 由			
納 期 限	年 月 日	納入確認	年 月 日納入
備 考			受付印

西尾市生涯学習センター使用料減免申請書

年 月 日

(宛先) 西尾市長

申請者
住 所
団 体 / 氏 名
代 表 者 名
電 話 番 号
担 当 者 名
担当者電話番号

下記のとおり使用料の減免を申請します。

利用許可番号・許可年月日（変更の場合は承認番号・承認年月日）、減免申請額の内訳	第 号 年 月 日	円
	第 号 年 月 日	円
	第 号 年 月 日	円
	第 号 年 月 日	円
	第 号 年 月 日	円
	第 号 年 月 日	円
	第 号 年 月 日	円
	第 号 年 月 日	円
合計減免申請額		円
減 免 理 由		
備 考		受付印

西尾市生涯学習センター使用料還付申請書

年 月 日

(宛先) 西尾市長

申請者
住 所
団 体 / 氏 名
代 表 者 名
電 話 番 号
担 当 者 名
担当者電話番号

下記のとおり使用料の還付を申請します。

利用許可番号・許可年月日（変更の場合は承認番号・承認年月日）、還付申請額の内訳	第 号 年 月 日	円
	第 号 年 月 日	円
	第 号 年 月 日	円
	第 号 年 月 日	円
	第 号 年 月 日	円
	第 号 年 月 日	円
	第 号 年 月 日	円
	第 号 年 月 日	円
合計還付申請額		円
還 付 理 由		
還付金の振込先 ※口座名義人は申請者に限る。	金融機関名	本支店名
	口 座 種 目	
	口 座 番 号	
	フ リ ガ ナ	
	口座名義人	
備 考	受付印	

西尾市生涯学習センター汚損・損傷・滅失届

年 月 日

(宛先) 西尾市教育委員会

申請者
住 所
団 体 / 氏 名
代 表 者 名
電 話 番 号
担 当 者 名
担当者電話番号

下記のとおり汚損・損傷・滅失したので届け出ます。

利用許可番号 及び許可年月日	第 号 年 月 日			
行 事 の 名 称				
汚 損 ・ 損 傷 ・ 滅 失 の 内 容	名 称	程 度	数 量	損 害 額
汚 損 ・ 損 傷 ・ 滅 失 の 原 因				
備 考				